

横浜市と横浜市薬剤師会が新型インフルエンザ対策の 抗インフルエンザ薬備蓄に関する協定を締結！

～薬剤を使用期限切れにより廃棄することなく備蓄することが可能に！～

新型インフルエンザ発生時に、臨時の専門外来「帰国者・接触者外来」の医療従事者が予防内服するための抗インフルエンザ薬の備蓄に関して、6月12日に横浜市と一般社団法人横浜市薬剤師会が協定を締結しました。

1 趣旨

■現状

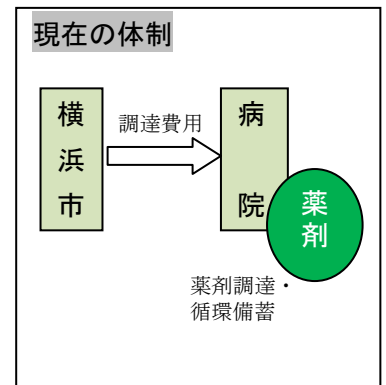
現在、新型インフルエンザ発生時の専門外来医療従事者の予防内服用の抗インフルエンザ薬（タミフル、リレンザ等）は、外来設置の協定を締結している病院に備蓄していただいています。備蓄薬剤は新型インフルエンザが発生した場合だけでなく、季節性インフルエンザの処方薬として院内での使用も認め、使用分は病院費用で補充することにより、薬剤を循環させながら備蓄することとしています。

■課題

医薬分業体制の下、院外処方が基本とされる中、病院では想定していたほど薬剤の循環が進んでおらず、このままでは来年度には約4,700人分の薬剤が使用期限を迎えて廃棄となってしまいます。その場合は横浜市の負担で再度備蓄薬剤を購入しなければなりません。

■対応

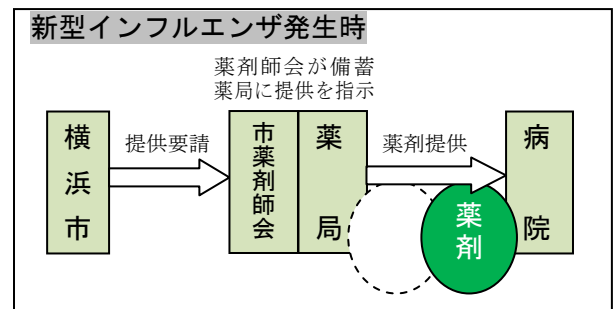
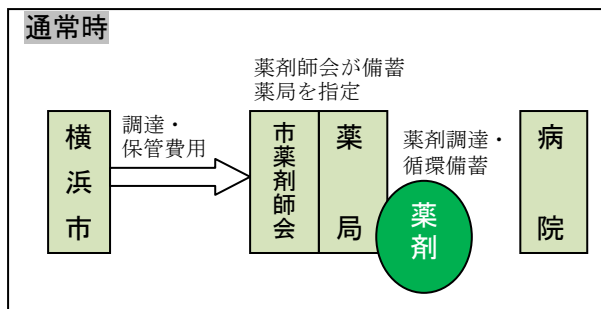
横浜市薬剤師会と協定を締結することで、病院での備蓄に加えて薬局においても抗インフルエンザ薬の備蓄を行います。薬剤流通の中心に位置している薬局では、一般患者への調剤及び使用分の補充を通して薬剤を循環させることにより、常に新しい薬剤の備蓄が可能になります。



2 協定の概要

■新型インフルエンザ発生時における抗インフルエンザ薬備蓄及び提供協力に関する協定

- (1) 横浜市薬剤師会において薬剤を調達します（調達費用は横浜市負担）。
- (2) 横浜市薬剤師会の指定する薬局において薬剤を備蓄します（保管費用は横浜市負担）。この際、薬剤を一般向けの調剤で使用できるものとし、使用分は薬局の負担で補充します。
- (3) 新型インフルエンザ発生時には横浜市の要請により、横浜市薬剤師会は外来設置医療機関に薬剤を提供します。提供による備蓄減少分は横浜市の負担で補充します。



3 協定締結により期待される効果

薬剤を循環させることで、薬剤の期限切れによる廃棄を回避することができ、再購入の必要がなくなることから、横浜市の負担軽減につながります。また、新たな抗インフルエンザ薬が開発された場合などには順次備蓄薬剤を新薬に置き換えていくことも可能となります。

裏面あり

【参考】横浜市と横浜市薬剤師会が連携している主な取組

- ・ 災害医薬品備蓄管理（災害時の医薬品の備蓄管理等）
- ・ 災害用井戸水の水質検査
- ・ 医療廃棄物回収システム事業（在宅の使用済み注射針や不用医薬品の回収）
- ・ 市立学校の学校薬剤師としての活動
- ・ 水害時衛生対策事業（水害時の防疫薬剤の頒布、指導）
- ・ 禁煙支援薬局（禁煙相談）
- ・ 薬物乱用防止キャンペーン
- ・ 結核患者服薬支援事業（DOTS）の支援
- ・ 健康づくり事業（ウォーキングポイントなど）への協力

お問合せ先

健康福祉局新型インフルエンザ等対策担当課長 平木 浩司 Tel045-671-2468